

フランスの最低賃金制度と若年雇用

関西労働経済学コンファレンス

2009年9月13日(日)～9月15日(火)

神戸大学大学院経済学研究科

三谷 直紀

《要 約》

本稿では、フランスの最低賃金制度についてその制度的な側面とともに、その実態を概観した。

フランスの最低賃金制度は、国際的にみて水準が高く、一律に適用される。最低賃金の改定は、物価等で自動的に決まる部分の他、政府の裁量で決まる。しかし、最低賃金制度は、所得格差や貧困の解消にはあまり効果はなく、むしろ、若年労働者などの不熟練労働者の雇用に負の影響を与えている。所得格差や貧困の問題に対しては、その他の公的扶助制度や税・社会保障制度を充実させる方向で対応しようとしている。さらに、政府主導による最低賃金の決定方式は、社会関係資本としての労使関係を劣化させていることが指摘されている。